

答 申 書
(答申第61号)
平成19年10月2日

1 審査会の結論

別紙1に掲げる開示請求に対し、地下タンク等・圧力点検済証を不存在としたことは、妥当である。

2 異議申立ての経過並びに異議申立人の主張及び実施機関の説明の要旨
(省略)

3 審査会の判断

(1) 本件諮問事案に係る開示請求の対象公文書について

本件諮問事案に係る開示請求(以下「本件開示請求」という。)の対象公文書は、別紙1に掲げるとおりである。

(2) 本件諮問事案における審議について

北海道知事(以下「実施機関」という。)は、本件開示請求に対して、地下タンク等・圧力点検済証(以下「本件点検済証」という。)については、実施機関が取得していないことを理由として、北海道情報公開条例(平成10年北海道条例第28号。以下「条例」という。)第17条の規定に基づき公文書不存在通知(以下「本件処分」という。)を行った。

なお、本件諮問事案に係る8件の異議申立ては、同一人からの開示請求であって、重油地下タンクの清掃及び点検の本件点検済証に係るものであることから、当審査会は併合して審議することとした。

異議申立人は、本件処分を取り消し開示することを求めていることから、本件処分の妥当性について判断することとする。

(3) 本件処分の妥当性について

ア 条例第2条第2項は、公文書について「実施機関が作成し、又は取得した文書、図画及び写真(これらを撮影したマイクロフィルムを含む。)並びに電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。)であって、当該実施機関が組織的に用いるものとして、当該実施機関が管理しているものをいう。」と定義している。

さらにその解釈として「北海道情報公開条例の施行について(平成10年4月1日北海道総務部長通達。以下「通達」という。)」では、次のように記載されている。

・「実施機関が管理している」とは、知事の所掌事務に係る公文書の管理に関する規則(平成10年北海道規則第46号)等に基づいて、実施機関が保管又は保存していることをいう。

・なお、「実施機関が管理しているもの」であれば、決裁、報告等の手続が外形的に省略されているものでも対象公文書となるものである。

・また、「当該実施機関が組織的に用いるもの」とは、当該公文書がその作成又は取得に関与した職員個人の段階のものではなく、組織としての共用文書の実質を備えた状態、すなわち、当該実施機関の組織において業務上必要なものとして利用、保存されている状態のものを意味する。したがって、①職員が単独で作成し、又は取得した文書であって、専ら自己の職務の遂行の便宜のためにのみ利用し、組織としての利用を予定していないもの(自己研鑽のための研究資料、備忘録等)、②職員が自己の職務の遂行の便宜のために利用する正式文書と重複する

当該文書の写し、③職員の個人的な検討段階にとどまるもの（決裁文書の起案前の職員の検討段階の文書等。なお、担当職員が原案の検討過程で作成する文書であっても、組織において業務上必要なものとして保存されているものは除く。）などは、組織的に用いるものに該当しない。

・作成又は取得された文書が、どのような状態であれば組織的に用いるものと言えるかについては、①文書の作成又は取得の状況（職員個人の便宜のためにのみ作成又は取得するものであるかどうか、直接的又は間接的に当該行政機関の長等の管理監督者の指示等の関与があったものであるかどうか）、②当該文書の利用の状況（業務上必要なものとして他の職員又は部外に配付されたものであるかどうか、他の職員がその職務上利用しているものであるかどうか）、③保存又は廃棄の状況（専ら当該職員の判断で処理できる性質の文書であるかどうか、組織として管理している職員共用の保存場所で保存されているものであるかどうか）などを総合的に考慮して実質的な判断を行うこととなる。

イ 実施機関の主張は、おおむね次のとおりである。

実施機関は、重油地下タンクの清掃及び点検業務の発注に当たって、消防法（昭和23年法律第186号）第14条の3の2及び危険物の規制に関する規則（昭和34年総理府令第55号）第62条の6に基づき、危険物取扱者の資格者を有する事業者を選定しており、財団法人全国危険物安全協会の認定は条件にしていない。

本件点検済証は、同協会が認定した事業者が点検した際に異常がない場合に同協会の独自の取組みとして貼付していくものであり、関係法令において貼付義務がないことから、実施機関は取得していないものである。

ウ 当審査会において、実施機関に対し、実際に本件点検済証が存在するかどうか確認したところ、重油地下タンクの点検を実施した事業者（以下「点検事業者」という。）が本件点検済証を重油地下タンクに貼付していることが認められたことから、現に存在する本件点検済証が条例上の公文書に該当するかどうか判断することとする。

本件点検済証が条例上の公文書に該当するかどうかを判断するには、本件点検済証について「当該実施機関が組織的に用いるものとして、当該実施機関が管理しているもの」に該当するかを判断するのが適当であり、そのためには、通達に掲げる①作成又は取得の状況、②利用の状況、③保存又は廃棄の状況の3点について検討することが必要である。

(ア) 作成又は取得の状況

本件点検済証は、法令による貼付義務がないことから、実施機関が指示したものではなく、点検事業者の取組みとして貼付されたものであるが、実施機関が発注した点検が実施されたことを証するものであること及び実施機関が管理する重油地下タンクに貼付されたものであることから考えると、実施機関は貼付を容認しているものであり、それは間接的に管理監督者の関与があったものと認められる。

(イ) 利用の状況

本件点検済証は、法令による貼付義務がないことから、実施機関が指示したものではなく、点検事業者の取組みとして重油地下タンクに貼付されたものであり、業務上必要なものとして職員又は部外に配付されたり、職員がその職務上利用しているものではないと認められる。

(ウ) 保存又は廃棄の状況

本件点検済証は、法令による貼付義務がないことから、実施機関が指示したものではなく、点検事業者の取組みとして重油地下タンクに貼付されたものであり、

組織として管理している職員共用の保存場所で保存されているものではないと認められる。

- (エ) 以上のことを総合的に判断すると、本件点検済証については、公文書の定義で要件とされる「当該実施機関が組織的に用いるものとして、当該実施機関が管理しているもの」であるということとはできないものであり、したがって、条例上の公文書ではないと判断する。

本件点検済証が条例上の公文書ではないことから、本件点検済証は、条例に基づく開示請求の対象ではないと考えられ、本件開示請求に対し本件処分を行ったことは、妥当であると判断する。

(4) 異議申立人のその他の主張について

異議申立人のその他の主張については、条例の解釈適用を左右するものではないと考えられることから、いずれも採用することはできない。

以上のことから、結論のとおり判断した。

4 審査会の処理経過の概要

本件諮問事案についての処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 経 過
平成19年 5 月 31 日	○ 諮問書の受理（諮問番号61） ○ 実施機関から関係書類（①諮問文、②異議申立書の写し、③公文書開示請求書の写し、④公文書不存在通知書の写し、⑤異議申立ての概要、⑥理由説明書）の提出
平成19年 6 月 5 日	○ 新規諮問事案の報告 ○ 本件諮問事案の審議を第一部会に付託
平成19年 7 月 12 日 （第一部会）	○ 実施機関から本件処分の理由等を聴取 ○ 異議申立人の意見陳述 ○ 審議
平成19年 8 月 21 日 （第一部会）	○ 審議
平成19年 9 月 18 日 （第一部会）	○ 審議
平成19年 9 月 28 日 （第23回審査会）	○ 答申案審議
平成19年 10 月 2 日	○ 答申

別紙 1

本件諮問事案に係る開示請求の対象公文書

- ① 「北海道立衛生研究所」において平成18年10月3日実施した「重油地下タンクの清掃及び点検」の「1、27.0kℓ（重油）地下タンク」の「消防法第14条の3の2」で規定する「財団法人全国危険物安全協会」発行の「地下タンク等・圧力点検済証」（認定番号、認定事業者及び圧力点検実施日を記載したもの）
- ② 「北海道立衛生研究所」において平成18年10月3日実施した「重油地下タンクの清掃及び点検」の「2、27.6kℓ（重油）地下タンク」の「消防法第14条の3の2」で規定する「財団法人全国危険物安全協会」発行の「地下タンク等・圧力点検済証」（認定番号、認定事業者及び圧力点検実施日を記載したもの）
- ③ 「北海道立衛生研究所」において平成17年9月16日実施した「重油地下タンクの清掃及び点検」の「1、27.0kℓ（重油）地下タンク」の「消防法第14条の3の2」で規定する「財団法人全国危険物安全協会」発行の「地下タンク等・圧力点検済証」（認定番号、認定事業者及び圧力点検実施日を記載したもの）
- ④ 「北海道立衛生研究所」において平成17年9月16日実施した「重油地下タンクの清掃及び点検」の「2、27.6kℓ（重油）地下タンク」の「消防法第14条の3の2」で規定する「財団法人全国危険物安全協会」発行の「地下タンク等・圧力点検済証」（認定番号、認定事業者及び圧力点検実施日を記載したもの）
- ⑤ 「北海道立衛生研究所」において平成16年9月15日実施した「重油地下タンクの清掃及び点検」の「1、27.0kℓ（重油）地下タンク」の「消防法第14条の3の2」で規定する「財団法人全国危険物安全協会」発行の「地下タンク等・圧力点検済証」（認定番号、認定事業者及び圧力点検実施日を記載したもの）
- ⑥ 「北海道立衛生研究所」において平成16年9月15日実施した「重油地下タンクの清掃及び点検」の「2、27.6kℓ（重油）地下タンク」の「消防法第14条の3の2」で規定する「財団法人全国危険物安全協会」発行の「地下タンク等・圧力点検済証」（認定番号、認定事業者及び圧力点検実施日を記載したもの）
- ⑦ 「北海道立衛生研究所」において平成15年9月10日実施した「重油地下タンクの清掃及び点検」の「1、27.0kℓ（重油）地下タンク」の「消防法第14条の3の2」で規定する「財団法人全国危険物安全協会」発行の「地下タンク等・圧力点検済証」（認定番号、認定事業者及び圧力点検実施日を記載したもの）
- ⑧ 「北海道立衛生研究所」において平成15年9月10日実施した「重油地下タンクの清掃及び点検」の「2、27.6kℓ（重油）地下タンク」の「消防法第14条の3の2」で規定する「財団法人全国危険物安全協会」発行の「地下タンク等・圧力点検済証」（認定番号、認定事業者及び圧力点検実施日を記載したもの）